

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.001

処 分 名	農業経営改善計画の認定
処 分 の 概 要	農業経営を営み又は営もうとする者は、農業経営改善計画を作成し、市町村に提出すると、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 14 条第 1 項
審 査 基 準	（１）農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らして適切なものであること。 改善計画の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の改善目標が、基本構想で定める基準を実現できる目標となっていること。 ① 年間農業所得が１人当たり 560 万円程度 ② 年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり 1,800 時間程度 計画の有効期間は認定の時点から５年とする。 （２）改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ① 農業経営に供されている農用地の利用が作付地の集団化・農作業の効率化等に配慮されていること。 （３）改善計画の達成される見込みが確実であること。 改善計画における経営改善の目標に関して、農業経営の現状、改善計画に記載された各事項間の整合性、農業労働力の調達の実現性等をもとに、総合的に判断し改善計画の達成される見込みが確実であること。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成 18 年 10 月 31 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階農業振興課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■法第12条第1項及び第4項の規定による。

(農業経営改善計画の認定等)

第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 略

4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 基本構想に照らし適切なものであること。

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

■省令第14条の規定による。

(農業経営改善計画の認定基準)

第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

(2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者が農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者(法第十三条第二項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.002

処 分 名	農用地利用規程の認定
処 分 の 概 要	農用地利用規程とは、農用地利用改善団体が、その区域内における農作業の効率化や農地の利用関係の改善等の農用地利用改善事業を実施する場合において、どのように実施するかについて、地域の合意内容を定めるものです。市がこの規程を認定し公告することによって、その農用地利用規程は有効なものとなり、農用地利用改善団体は農用地利用改善事業を実施することができることとなります。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 1 項、3 項及び 6 項
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階農業振興課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■ 農業経営基盤強化促進法

（農用地利用規程）

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第四号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- 二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

- 一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- 二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.003

処 分 名	農業経営改善計画の変更等の認定
処 分 の 概 要	農業経営改善計画の認定を受けた者は、認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条
審 査 基 準	1. 農業経営改善計画の変更 農業経営改善計画の変更の審査基準については、「農業経営改善計画の認定」の審査基準を準用する。 変更後の農業経営改善計画の有効期限は、計画の当初の認定の時点から 5 年とする。 2. 農業経営改善計画の認定の取消し 農業経営改善計画の認定の取消し事由は次による。 一. 農業経営改善計画の認定基準に該当しないものと認められるとき 二. 認定農業者が農業経営改善計画に従って農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき 具体的には、 （1）農業経営改善計画の認定後、相当期間、農産物の販売実績がない場合 （2）規模拡大を農業経営改善計画に記載している場合で、代替地の取得の見込みがないにもかかわらず、経営規模を縮小している場合 （3）経営主ではなくなる場合 などが挙げられる。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成 18 年 10 月 31 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階農業振興課窓口への提出又は郵送
備 考	

根法令及び
関係法令等の抜粋

■農業経営基盤強化促進法

第13条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が、同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者（第14条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従ってその農業経営を改善するために取るべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことが、できる。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.004

処 分 名	農用地利用規程の変更の認定
処 分 の 概 要	農用地利用改善団体が、既に認められた農用地利用規程を変更しようとするときには、市の認定を受ける必要があります。市がこの規定を認定し公告することによって、その農用地利用規定は有効なものとなり、農用地利用改善団体は農用地利用改善事業を実施することができることとなります。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 4 項において準用する第 23 条第 3 項及び第 6 項
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階農業振興課窓口への提出
備 考	

（農用地利用規程の変更等）

第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（農用地利用規程）

第二十三条

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.005

処 分 名	青年等就農計画の認定
処 分 の 概 要	新たに農業経営に取り組もうとする青年等は、「就農計画」を作成し市町村に提出すると、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 農業経営基盤強化促進法施行規則第 15 条の 4
審 査 基 準	1. 対象者は市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等又は、農業経営を開始して 5 年以内の青年等。 青年等の範囲は次のとおり。 (1) 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満） (2) 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満） (3) 上記の者が役員の過半数を占める法人 2. 青年等就農計画（以下「就農計画」という。）が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らして適切なものであること。 農業経営の規模、将来の農業経営の構想、生産方式、経営管理方法、農業従事の態様等の目標が、基本構想で定める基準を実現できる目標となっていること。 (1) 農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（既に農業を主業とする農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行うにあたり目標とする農業所得の 5 割程度、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度） (2) 年間総労働時間が主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度 目標作付面積に対する生産量の整合性や、生産量に対する目標年間農業所得の達成見込み、機械装備計画の妥当性など、専門的知識を要する判断については、農林振興センターに意見聴取をした上で審査を行う。 計画の有効期間は認定の時点から 5 年とする。 3. 就農計画の達成される見込みが確実であること。 農業経営の現状、過去の研修・教育経験等を踏まえた生産方式に関わる農業技術の習得度、農業労働力の確保の実現性、生産方式など掲げられた各事項間の整合性等をもとに、総合的に判断し就農計画の達成される見込みが確実であること。
標準処理期間	

設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階農業振興課窓口への提出
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■農業経営基盤強化促進法 第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。))を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 - 一 農業経営の開始の時における農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状) - 二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標 - 三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項 - 四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項 - 五 その他農林水産省令で定める事項 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 - 一 基本構想に照らし適切なものであること。 - 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 ■農業経営基盤強化促進法施行規則 第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 - 一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。 - 二 法第四条第二項第二号 に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号 に掲げる事項が同項第二号 の目標を達成するために適切なものであること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.006

処 分 名	青年等就農計画の変更等の認定
処 分 の 概 要	青年等就農計画の認定を受けた者は、認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、市長村の認定を受けなければならない。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5
審 査 基 準	1. 青年等就農計画の変更 青年等就農計画の変更の審査基準については、「青年等就農計画の認定」の審査基準を準用する。 変更後の農業経営改善計画の有効期限は、計画の当初の認定の時点から 5 年とする。 2. 青年等就農計画の認定の取消し 青年等就農計画の認定の取消事由は次による。 (1) 青年等就農計画の認定基準に該当しないものと認められるとき (2) 青年等就農計画の認定を受けた認定就農者（以下「認定就農者」という）が青年等就農計画に従って目標とする農業経営にとるべき措置を講じていないと認めるとき 3. 青年等就農計画の効力の失効 青年等就農計画の認定を受けた認定就農者が、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に掲げる農業改善計画の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る認定は、その効力を失う。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階農業振興課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■農業経営基盤強化促進法

第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。